

環境学習支援物品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市民・事業者・環境団体等が主催する環境学習を支援し、促進するため、環境政策課及び環境保全課が貸出す物品について必要な事項を定めるものである。

(貸出対象者)

第2条 貸出しの対象は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 市内に在住、在勤または在学している者。
- ② 市内で事業を営む者。
- ③ 市内で活動している団体。
- ④ その他、貸出物品所管課の課長（以下「課長」という。）が特に必要と認めるもの。

(貸出期間)

第3条 貸出しの期間は1週間以内とし、この期間が終了したときは、速やかに返却する。

2 貸出期間を超えて使用とするときは、貸出期間終了前までに、課長に申出て許可を得るものとする。

(貸出物品)

第4条 貸出しする物品は、別表の通りとする。

(貸出申請)

第5条 物品の貸出しを受けようとするもの（以下「使用者」という。）は、課長に貸出物品名、使用目的、使用場所、貸出希望期間を申込むことにより行うものとする。

(貸出承認)

第6条 課長は、貸出しの申込みを受けたときは、速やかに審査し、貸出要件を満足している場合には、これを承認する。

(費用負担)

第7条 物品の貸出しは、無料とする。

2 物品の運搬・管理等に要する経費は、使用者が負担する。

(管理等)

第8条 使用者は、十分な注意をもって物品の管理をしなければならない。

2 使用者は、目的以外に物品を使用し、又は転貸してはならない。

(貸出期間中の責任)

第9条 使用者は、物品を紛失又は破損したときは、直ちに課長に、その状況を報告しなければならない。

2 使用者の不注意又は不適切な使用により、物品に損害が生じた場合は、使用者の負担とする。

3 貸出物品の使用にかかる事故等については、使用者の責任において対処しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から適用する。

この要領は、平成27年10月19日から一部改正し適用する。

この要領は、平成29年10月6日から一部改正し適用する。

この要領は、平成30年6月18日から一部改正し適用する。

別表（貸出物品）

No.	貸出物品の名称	型 式 等	数	所 管 課
1	水質調査セット	透視度計 50 cm・水温計 0～100℃・バケツ・カゴ	8セット	環境保全課 水質・地質係
2	スクリーン（80型）	EPSON	1台	環境政策課
3	スコープ（三脚含）	TS-612（KOWA）2.5倍	2台	環境政策課
4-1	ルーペ①	観察ルーペ 10倍	9個	環境政策課
4-2	ルーペ②	観察ルーペ 8倍	30個	環境政策課
5	水網（伸縮柄付き）	なし	3本	環境政策課
6-1	プローブセンサー付き 放射温度計	エー・アンド・デイ AD-5612A	10個	環境政策課
6-2	デュアル温度計	アズワン NTA-9880	3個	環境政策課
7-1	小型電力計	日本ベンディング、EPW-002D	1個	環境政策課
7-2	エコワット①	東光精機、T3T-R	2個	環境政策課
7-3	エコワット②	エネゲート製 T3T-R2	25個	環境政策課
8	CO ₂ 排出量計算スケール エコジャック	Yamazaki	50本	環境政策課
9	ゼネコン DUE （手回し発電器）	NaRiKa B10-2632	10個	環境政策課
10	太陽電池実験セット	太陽電池素子板・小型モーター・電子オルゴール・豆電球・みの虫リード線・プロペラ	5セット	環境政策課
11	ループウイング風力発電工作 セット	TAMIYA	1セット	環境政策課
12-1	電球型 LED ランプ 白色	東芝ライテック LEL-SL5N-F/2	1個	環境政策課
12-2	電球型 LED ランプ 電球色	東芝ライテック LEL-SL5L-F/2	1個	環境政策課
13	昆虫カルタ	新学社	1セット	環境政策課
14	ツールボックス	RING STAR D-34S	7個	環境政策課